



情報(第181号)



745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

障害年金受給の請求を委託する場合



障害基礎年金・障害厚生年金（以下、総称して「障害年金」といいます）受給のための請求手続きを当職へご委託いただく場合に、その報酬額について問い合わせをいただくことが多くあります。

当職へご委託されようとする場合、その報酬額がいったいいくらになるかは、大きな関心事で、基本額をお示します。

同時に当職へ委託されるときの特長をご紹介します。

1 障害年金の請求手続き

受給権が発生するには、「保険料納付要件」を満たす必要があります（20歳未満を除く）、それを見極めて受託します。

そして、障害年金を受給するには、年金事務所へ裁定請求書、医師診断書、受診状況等証明書（初診日証明）、病歴就労状況等申立書、その他書面を提出する必要があります。

老齢年金では、被保険者期間（保険料納付済期間）、年齢が証明できればよいのに対して、障害年金では、これに加えて初診日、一定の時期に障害状態が1級から3級に該当することを証明する必要がありますから、作成書面が複雑となり、これらが不備であると、裁定請求書が返戻され、最悪、不支給・却下となり得ます。

2 障害年金の請求報酬は3区分

当職では、障害年金の①相談段階、②裁定請求書を年金事務所へ提出した段階、③障害年金の受給権が発生した段階に区分して、次表による報酬を請求させていただきます。

診断書作成等の費用、郵便料金等を立替した場合は、その実費額を精算させていただきます。

【報酬・原則】

区分	請求金額（消費税別）
①	手続きの受託に関わらず 30分ごとに6,000円 。ただし、最初の30分は無料。（制度説明、受給権が得られる可能性を判断し、ご納得いただくことで請求手続きを受託）
②	請求手続き完了により、 70,000円 。受給権発生に関わらない。
③	受給権が発生した場合、当該年金額の 10% 、ただし、 最低額100,000円 。受給権が発生しなかったときは、請求なし。

- ・ 当法人の顧問先企業の従業員であるときは、上記金額から20%を割引します
- ・ 報酬額は見直しをする場合がございます

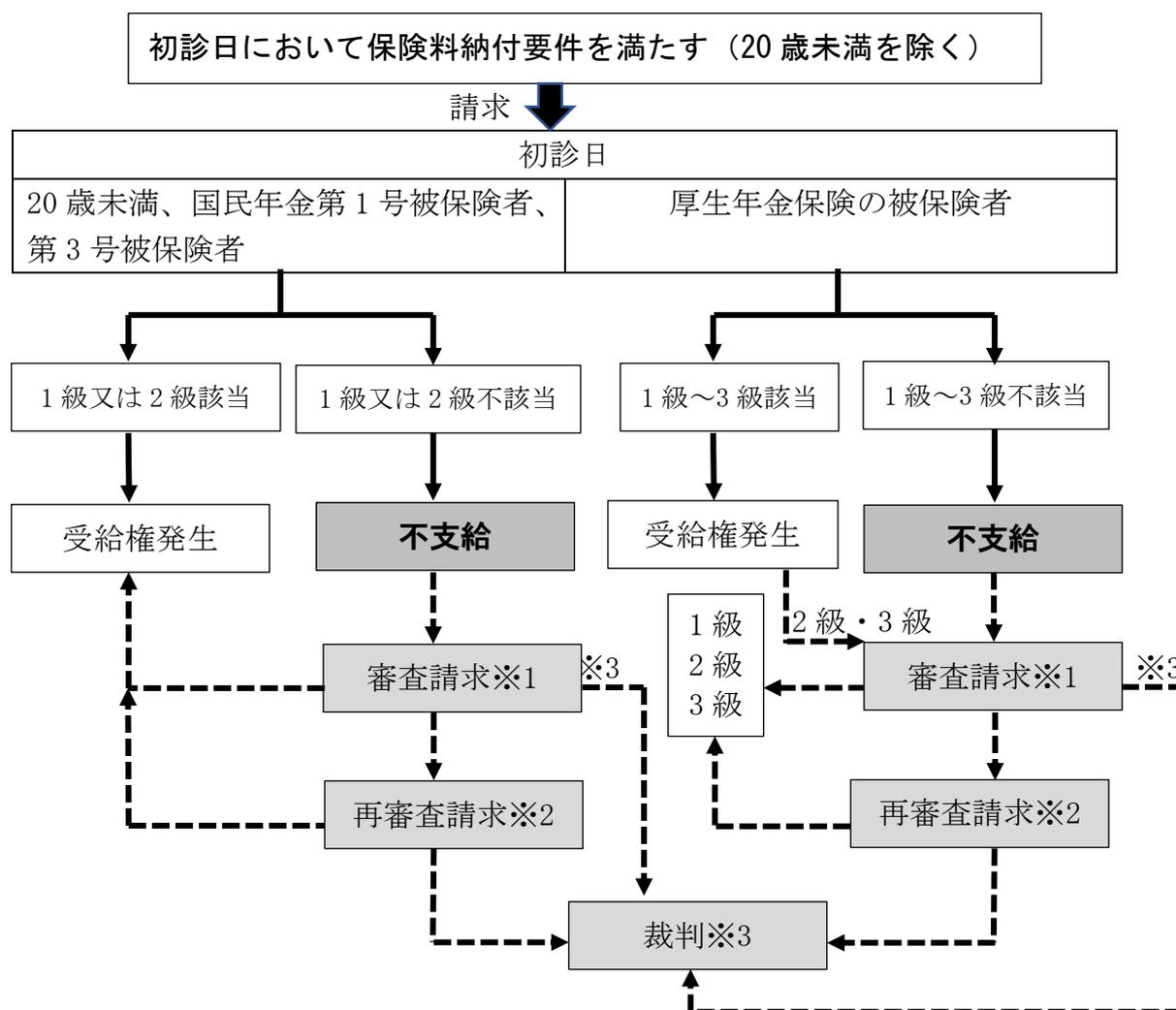
3 障害年金の請求を委託する利点

専門家として、その知識・経験に基き、請求手続きを行いますから、より迅速であると同時に、ご本人はその時間的な負担を逃れることができます。

加えて、万一、不支給となったときに、その不支給処分の取り消しにつき、当職を代理人として争うことができます。裁定請求の段階から当職が内容を把握しているため、よりの確な主張が可能となり、ここが最も大きな利点といえます。

4 障害年金における不服申立制度の概要

- 障害年金には、障害基礎年金（国民年金）と障害厚生年金とがあります。
- 初診日が 20 歳未満、国民年金第 1 号被保険者又は第 3 号被保険者期間中であるときは、障害基礎年金のみの保障となります。
- 初診日が厚生年金保険の被保険者期間中であるときは、障害基礎年金・障害厚生年金（障害等級が 1 級又は 2 級）又は障害手当金（一時金）の保障があります。
- この段階の報酬は事案に応じて別途報酬となります。



※1：社会保険審査官へ対するもの

※2：社会保険審査会へ対するもの

※3：2月以内に決定がないときはみなし棄却として次の段階へ進むことができる

※4：裁判とするときには、当職と連携する弁護士を紹介・選任する（当職が補佐人として裁判へ参画する）